

国立大学法人京都大学 会計規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第5章 金銭等の出納 (金銭及び有価証券の定義)</p> <p>第16条 金銭とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 現金 通貨のほか、他人振出小切手、郵便為替証券、振替貯金払出証券及び官公署の支払通知書をいう。</p> <p>(2) 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。</p> <p>2 有価証券とは、<u>国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)</u>その他文部科学大臣の指定する有価証券及び株式(新株予約権及び新株予約権付き社債を含む。)をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>第6章 資金 (資金管理計画)</p> <p>第30条 財務担当理事は、<u>年度計画に基づいて、</u>資金管理計画を作成し、総長の承認を受けなければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>第5章 金銭等の出納 (金銭及び有価証券の定義)</p> <p>第16条</p> <p>(1) } (2) } (同左)</p> <p>2 有価証券とは、<u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利</u>をいう。</p> <p>第6章 資金 (資金管理計画)</p> <p>第30条 財務担当理事は、資金管理計画を作成し、総長の承認を受けなければならない。</p> <p>附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>